

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の保有する情報の公開の実施に伴う手数料に関する規程

平成17年4月1日

改正 平成18年4月1日18規程第13号

平成27年4月1日27規程第78号

平成28年4月1日28規程第25号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）の保有する情報を公開するために必要な手数料の額等を定めることを目的とする。

(手数料の納付)

第2条 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者（以下「開示請求者等」という。）は、研究所に、それぞれ、開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）又は開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。以下、これらを総称して「手数料」という。）を納めなければならない。

(手数料の額)

第3条 前条の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書1件につき300円
 - 二 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。
- 2 開示請求をした者が、次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
- 一 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の

目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。以下同じ。）にまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 手数料は、次の各号に掲げるいずれかの方法により研究所に納付しなければならない。

一 現金書留郵便による納付

二 開示請求者等が研究所に来所して現金による納付

三 研究所が指定した銀行口座への振込みによる納付

4 前項第3号に掲げる方法により、手数料を納付する場合には、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の保有する法人文書の公開手続き等に関する規程第4条第1項、第11条第1項及び第2項に定める書類（標準様式A第1号、A第13号又はA第14号及びA第15号）を研究所に提出する際に、手数料を振り込んだことを証明する書類を併せて提出するものとする。

（振込手数料等）

第4条 前条に定める手数料を開示請求者等が納付するにあたり必要な振込み手数料等の経費については、開示請求者等の負担とする。

（写しの送付の求め）

第5条 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか送付に要する費用を負担して、法人文書の写しの送付を求めることができる。

（送付に要する費用の納付方法）

第6条 前条に定める法人文書の写しの送付に要する費用の納付方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

一 郵便切手による事前の納付

二 料金受取人払いの郵便又は宅急便

（手数料の減免）

第7条 研究所は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて「開示実施手数料の減額（免除）申請書」（標準様式B第1号）を研究所に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第1項の規定によるもののほか、研究所は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の

実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

- 5 研究所は、第2項の規定に基づく開示実施手数料の減額（免除）申請について、減額又は免除することとするときは、「開示実施手数料の減額（免除）決定通知書」（標準様式B第2号）を、減額又は免除理由に該当しない場合には、「開示実施手数料の減額（免除）について」（標準様式B第3号）をもって、開示請求者に通知するものとする。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日18規程第13号）

（施行期日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日27規程第78号）

（施行期日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日28規程第25号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2の項から4の項までに該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円（A2判については40円、A1判については80円）
	ニ 複写機によりカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円、A1判については180円）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては520円）に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記	CD-R1枚につき100円に該当文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額

	録をCD-Rに複写したものの交付	
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付	DVD-R 1枚につき120円に該当文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円(A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては430円)
4 スライド	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては1,300円)
5 録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
6 電磁的記録(5の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円(A2判については40円、A1判については80円)
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円(A2判については140円、A1判については180円)
	ホ CD-Rに複写したものの交付	CD-R 1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額

	へ DVD-Rに複写したものの交付	DVD-R 1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
備考 両面印刷の場合においては、片面を1枚として額を算定する。		